

監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求書の提出があり、請求の内容を審査した結果を次のとおり公表する。

平成29年 6 月27日

泊村監査委員 沼 畑 智

泊村監査委員 大 橋 芳 之

泊 監 号
平成29年6月26日

(請 求 人 様)

泊村監査委員 沼 畑 智

泊村監査委員 大 橋 芳 之

泊村職員措置請求について（通知）

平成29年6月19日に提出された泊村職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の請求要件に欠いており、これを却下する。

2 請求の要旨

本件住民監査請求の要旨は、泊村長は、平成28年度泊村一般会計予算の執行にあたり、ゴミ収集業務委託について、作業員2名で契約されているのに1名でしか作業しない日が殆どであったにもかかわらず委託契約どおりに業務がなされていない実態を放置した。そのことにより、請負業者は不当な利益を上げたことになり、結果として泊村に損害を与えたことになる。

昭和60年度から作業員2名による委託業務になっているが収集業務を行う作業員は、殆どが1名での作業となっていることは多くの住民が確認している。

このことは、契約条項を無視し、請負業者が不当に契約金を受領したことになり、村長はその実態を黙認し、公金を不正に支出したことになる。

監査委員は、村長に対し、ゴミ収集委託業務に係る違法な公金支出について、業務受託業者「セフティークリーン丹羽」に対し損害賠償を求め、泊村が被った損害を賠償させるために必要な措置を講ずるよう勧告するとともに村長の責任を明らかにするよう勧告することを求める。

提出された事実証明書

- ・ 改善指示書
- ・ 改善報告書
- ・ 塵芥処理業務委託について（質問）
- ・ 塵芥処理業務委託について（回答）

3 住民監査請求の要件に係る判断

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合等に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止・是正するための措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、どのような行為が財務会計上、違法又は不当であるのか、その行為によりどのような損害が生じているのかを示す必要がある。

本件請求において請求人は、上記請求の要旨に記載された、損害を賠償させるために必要な措置を講ずる勧告及び村長の責任を明らかにする勧告を求めているが、平成28年度においては、契約変更により減額がなされており、この行為は、本村に損害は発生しません。本村に損害をもたらさない行為は、本村に対する住民監査請求にはならないと解される。

また、本件の内容不備の補正を求めた、不当な財務会計上の行為又は本村に損害を与えた件について具体的指摘がないため請求の要件を欠いており、昭和60年度からの件については、地方自治法第242条第2項において、住民が監査請求をなし得る期間を、「当該行為のあった日又は終わった日」から1年と定めており、請求期間を徒過し、請求要件を欠く不適法なものとなる。

なお、村長の責任を明らかにする勧告については、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての予防、是正のためのものであるところ、村長の責任を明らかにする勧告については、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の行為に係るものではなく監査の対象外である。

したがって、本件請求は、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の対象とはならないと判断しました。